

# 保育所入所申込書

平成 年 月 日

小樽市長様

保護者

(〒 住所 小樽市 )

ふりがな

氏名

印

保育所に入所させたいので、関係書類を添付して申し込みます。

自宅電話番号 ( ) -

携帯電話番号 ( ) -

裏面の注意をよく読んでから太枠内のみ記入してください。(裏面あり)

区分	氏名	入所児の 続柄	生年月日	性別	勤務先、就学(園)先 病状など	課税の有無		備考			
						前年度分 市民税	前年分 所得税				
入所児童の 家族状況	ふりがな	本人	・	男・女	TEL	有・無	有・無				
	入所児童		・								
	入所児童の 世帯員	父	・	男					有・無	有・無	
		母	・	女					有・無	有・無	
			・	男・女					有・無	有・無	
			・	男・女					有・無	有・無	
保育の実施を 希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		入所を 希望する 保育所名		1 _____ 保育所 2 _____ 保育所 3 _____ 保育所 第1希望の保育所を選んだ理由 ( )	生活 保護の 状況	適用なし 適用あり 年 月 日 開始 No.				
課税資料等の 確認の同意	私を含む世帯全員は、保育費負担金決定のために必要がある場合には、市の課税台帳等による課税資料の確認行為について同意します。							同意者(申込者) 印			

楷書ではっきりと書いてください。

下の欄は記入しないでください。

上記の申込みについて、次のとおり入所承諾してよいか伺います。

公印担当者	部長	次長	課長	係長	係

入申の 所承諾	保育の実施の要否		保育の実施期間		保育の実施基準の番号	
	要・否(理由)	保育に欠ける	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	両親等: ( )、( )	
児童の 続柄	課税の状況		階層区分		保育費負担金(月額)	
父	市民税額 均等割	所得税額 所得割	国		円	
母			市			
			摘			
			要		児扶手等	面接日

現在の保育状況等	現在、入所児童のめんどうを見ているのは誰ですか。	
	氏名	続き柄
	現在、入所児童は通院治療していますか。	有 ・ 無
	身体の発育・言語等に遅れがありますか。	有 ・ 無

## 記入上の注意

保護者は、次の点に注意して記入の上、小樽市 福祉部 子育て支援課に提出してください。  
 なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなをつけ、生年月日を記入してください。
- 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童の家庭の全員について記入するとともに、「続き柄」及び「生年月日」を記入し、「性別」、「課税の有無」及び「生活保護の状況」の欄は該当するものを で囲んでください。なお、保育費負担金（保育料）決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
- 「保育の実施を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでの間で、4の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 保育所へ入所できる基準は下記の表に掲げるような場合に限られます。  
 「保育の実施を必要とする理由」の欄は、（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童のめんどうを実際に見ている者）が下記の表の（1）から（7）までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号をすべて記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば、（1）や（2）に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、（3）では親の具体的状況等、（4）では傷病名や治療見込み期間等、（5）では介護している病人等の傷病名や治療見込み期間等）  
 なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付してください。
- 「入所を希望する保育所名」の欄は、希望する順位に従い保育所名を記入し、また、第1希望の保育所を選んだ理由（例えば、自宅に近いため、勤務先に近いため、既に兄弟が入所しているため等）を記入してください。
- 「課税資料等の確認の同意」の欄は、保育費負担金（保育料）に誤りがないように再確認をする場合に必要がありますので、同意者（申込者）の署名と押印をお願いします。
- 「現在の保育状況等」の欄は、現在実際に児童のめんどうを見ている方の氏名と続き柄を記入するとともに、該当するものを で囲んでください。「有」に該当する場合には、余白に具体的内容を記入してください。
- 保育所への入所については、
  - ・保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
  - ・保育所へ入所できる基準の該当理由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

### （保育の実施基準）

保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1）居宅外で労働することを常態としていること。
- （2）居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （4）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （5）長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （6）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7）前各号に類する状態にあること。